第4章 風水害等応急対策計画

- 第1節 応急活動体制 (P4-2)
- 第2節 自衛隊災害派遣 (P4-8)
- 第3節 災害情報の収集伝達 (P4-9)
- 第4節 広報広聴対策 (P4-13)
- 第5節 災害救助法の適用 (P4-14)
- 第6節 消防 (P4-15)
- 第7節 水防 (P4-16)
- 第8節 救急救助·医療救護·保健 (P4-19)
- 第9節 避難 (P4-20)
- 第10節 緊急交通路の確保 (P4-24)
- 第11節 緊急輸送 (P4-25)
- 第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給(P4-26)
- 第13節 要配慮者対策 (P4-27)
- 第14節 環境衛生 (P4-29)
- 第15節 行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬 (P4-30)
- 第16節 建築物等の応急対策 (P4-31)
- 第17節 住宅応急復旧 (P4-33)
- 第18節 ライフライン施設等の応急対策 (P4-34)
- 第19節 文教·福祉対策 (P4-35)
- 第20節 雪害対策 (P4-36)
- 第21節 その他の災害 (P4-46)

第1節 応急活動体制

■計画の主旨

市の地域に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市の区域を管轄し、管轄区域内の応急対策について責任を有する機関は、災害応急対策を迅速に推進するため、法令及び市防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期するものとする。

■計画の体系

項目	内容		応急	復旧	担当
第1項 事前措置	•	•		危機管理課、道路建設課、消防職員、消防団員、警察官 《市災害対策本部を設置している場合》 本部長(市長)、本部班、土木班、消防職員、消防団員、警察官	
	 1 体制の種別及び配備区分				- TT 、
第2項	2 配備体制時の動員人員				全職員
ポンダ 職員の動員配備	3 配備体制に基づく措置				各部長、各課長
地域の対対に高	4 配備体制の特例		•		本部長(市長)
	5 職員の服務		•	•	全職員
第3項 市の活動体制	1 活動体制の整備		•	•	本部班
(市災害対策本 部)	2 災害救助法が適用された 場合の体制		•	•	本部班
第4項 応援体制	・要員確保		•		本部班

■計画の内容

第1項 事前措置及び応急措置

担当	対策内容					
	・災害の発生するおそれがあるときは、法令又は市防災計画の定めるところに					
	より、次の措置をとるものとする。					
	(1) 出動要請等					
	・市長は、消防本部及び消防団に対して、出動準備の要請又は出動を求める。					
	・市長は、警察官及び指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、災害応急対					
	策に責任を有する県の出先機関、その他の執行機関、指定公共機関、指定地					
	方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、応急措置					
	の実施に必要な準備をすることを要請し、もしくは求めること。(災対法第					
	58条)					
	(2) 事前措置等					
	・災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設					
危機管理課	備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため					
道路建設課	に必要な限度において、設備、又は物件の除去、保安その他必要な措置をと					
消防職員	ることを指示すること。(災対法第59条)					
消防団員	(3) 避難の指示					
警察官	・対策内容は、「第3章 第9節 避難」に準ずる。(P3-47)					
《市災害対策本部を設	(4) その他応急措置等					
置している場合》	① 市長の応急措置に関しての責任 (災対法第62条第1項)					
本部長 (市長)	② 警戒区域の設定等(災対法第63条、消防法23条の2・第28条、水防法第					
本部班	14条)					
土木班	③ 工作物等の使用、収用等(災対法第64条第1項)					
消防職員	④ 工作物の除去、保管等(災対法第64条、同法施行令第25~27条)					
消防団員	⑤ 従事命令(災対法第63条第2項・第65条、消防法第29条第5項、水防法					
警察官	第17条)					
	⑥ 損失補償					
	・市長は、③により市長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、					
	当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべ					
	き損失を補償すること。(災対法第82条第1項)					
	⑦ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償					
	・市は、市長等が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため市の区域内の住					
	民又は応急処置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた					
	場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾					
	病にかかり、又は廃疾となったときは、その者、又はその者の遺族、もし					
	くは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。(災					
	対法第84条第1項、同法施行令第36条第1項)					

第2項 職員の動員配備

災害が発生し、又は発生するおそれのある時は、市職員は「風水害職員対応マニュアル」に従い、災害応急対策及び災害復旧対策に従事しなければならない。

この場合、災害の程度に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整を図る。

1 体制の種別及び配備区分

体制の種別及び配備区分は下表のとおりとする。

表 4-1 災害時の配備体制

体制		吐地上江新市安	活動体制				
名	称	時期と活動内容	勤務時間内	勤務時間外			
警戒体	配 報告並びに警報等の伝達を任務 身 として活動する能勢		・関係課が連携し情報収 集	・関係課が参集 ・関係機関との連絡			
	第 2 配備	災害の要因が発生した場合において、状況により速やかに出動 して活動する態勢	・関係課及び各課が連携 し被害状況を把握、必 要な対応を行う	・関係課が参集し、被害状況を把握、必要な対応な			
制)	第3配備	軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常 態勢の実施に備えて活動する態 勢	・概ね全課が人員を配置 できる体制をとり、各 課が連携して活動	・被害の状況により、 ・被害の状況により、 各課の参集を要請			
非常体制(市災害対	第1配備	相当規模の災害の発生が予想される場合、また市内に気象等に関する特別警報が発表された場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する態勢	・各班は体制をとり、市 災害対策本部の指示に より活動	・当該部長が必要と認める職員を配備			
災害対策本部設置)	第2配備	激甚な災害が発生した場合において組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢	・全員が活動できる体制	・全員が参集			

※ 風水害の発生が予想される場合は下記のとおり配備体制を決定する (風水害職員対応マニュアル参照)

2課協議

危機管理課•道路建設課

総務部長・都市整備部長

市長・副市長

配備体制決定

2 配備体制時の動員人員

配備体制別の職員動員数は、「災害対策本部等に関する要綱」に定めるとおりとする。ただし、 災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、動員人数を適宜増減することができる。

(資料編 P資-17 別表第3号(第11条関係) 動員計画参照)

3 配備体制に基づく措置

担当	対策内容
	・各部長は、部内の各班の活動要領を定め、所属職員に周知徹底させておかな
各部長	ければならない。また、配備体制の指令を受けたときは、上記の活動要領に
	基づき所属職員に対して必要な指示をしなければならない。
各課長	・各課長は、動員計画に基づく各配備体制の職員をあらかじめ指定しておく。
1 休文	また、指定した職員が不在の場合も考慮し、予備員の指定もしておく。

4 配備体制の特例

担当	対策内容					
本部長(市長)	 ・本部長(市長)は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対してのみ配備体制の指令を発し、特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。 ・また、大規模災害発生時等の非常時に、災害対策本部各班の要員として防災事務経験職員を、危機管理体制に組み込み、発生当初から積極的に活用するものとする。 					

5 職員の服務

の一般長の派勿						
担当	対策内容					
	・全ての職員は、市災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。					
	(1) 常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること					
	(2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること					
全職員	(3)正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと					
	(4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにする					
	こと					
	(5) 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないよう留意すること					

第3項 市の活動体制(市災害対策本部)

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

1 活動体制の整備

市防災計画及び市災害対策本部条例に基づき、別に定める災害対策本部等に関する要綱により活動体制を定めるとともに、その旨を職員に周知徹底しておく。

その大綱は、次のとおりである。

担当	対策内容
	(1) 市災害対策本部の設置基準
	次の場合に市災害対策本部を設置する。
	ア 市の地域に相当規模の災害が発生し、拡大し、又は発生するおそれがあ
	る場合において、市長が防災の推進を図る必要があると認めたとき。
	イ 市の地域に非常災害又は激甚な災害が発生したとき。
	ウ 市の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき。
	エ 市に特別警報が発表されたとき。
	オ その他市長が特に必要と認めたとき。
	(2) 市災害対策本部の設置及び閉鎖
	市長は、上記の基準に該当するような災害が発生したときは、市災害対策
	本部条例及び本部要綱に基づいて市災害対策本部を設置する。
	また、市長は、市の地域に災害の拡大するおそれが解消したとき、又は災
	害発生後における措置がおおむね完了したときは、市災害対策本部を閉鎖す
本部班	る。
十 即 近	(3) 市災害対策本部設置及び閉鎖等の通知
	市災害対策本部設置及び配備体制の決定、又は市災害対策本部の閉鎖及び
	配備体制の解除が行われた場合には、総務部長は直ちに、次に掲げる機関、
	組織のうち必要と認めるところに対して通知をする。
	また、本部室又は必要な場所に「鶴ヶ島市災害対策本部」の表示を行う。
	アー市各部課
	イ 県知事(危機管理防災部災害対策課)
	ウ 消防長及び警察署長
	エー防災会議委員
	才 隣接市長
	カーその他必要と認める機関の長
	(4)市災害対策本部の組織
	市災害対策本部の組織は、市災害対策本部条例及び本部要綱の定めるとこ
	ろによる。

2 災害救助法が適用された場合の体制

担当	対策内容
本部班	・救助法が適用された場合は、県知事の指揮を受けて、救助法に基づく救助事
本即近	務を補助する。

第4項 応援体制・要員確保

対策内容は、「第3章 第4節 応援体制・要員確保」を準用する。 (P3-23)

- ●鶴ヶ島市災害対策本部条例 (P資-5)
- ●災害対策本部等に関する要綱 (P資-6)
- ●様式2 本部長指令(P資-36)
- ●様式3 警戒体制等配備の施行についての通知書 (P資-37)
- ●様式4 警戒体制等発令書(P資-38)

第2節 自衛隊災害派遣

■計画の主旨

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法第83条に基づき、直ちに自衛隊の災害派遣要請を県知事に依頼する。自衛隊は要請に基づき、 部隊等の派遣等適切な措置をとる。

■計画の体系

項目	内容	警 戒	応急	復 旧	担当		
第 1 項	1 災害派遣活動の範囲		•	•	自衛隊		
災害派遣の活動	2 災害派遣実施の判断		•	•	自衛隊		
第2項	1 災害派遣要請の依頼		•		本部長(市長)、本部班		
災害派遣の要請	2 災害派遣部隊の撤収要請		•	•	本部長(市長)、本部班		
	1 連携体制の確立		•	•	本部長(市長)、本部班、防災関		
第3項					係機関		
災害派遣部隊の	2 作業計画及び資材等の準備				本部長(市長)、本部班、各班		
受入体制の確保	3 派遣部隊の受入れ		•	•	本部班		
	4 経費の負担区分		•	•	本部班、市政広報班		

対策内容は、「第3章 第5節 自衛隊災害派遣」を準用する。 (P3-28)

- ●自衛隊に対する要請文書のあて先 (P資-59)
- ●緊急の場合の連絡先(自衛隊) (P資-59)
- ●様式23 自衛隊災害派遣要請書 (P資-60)
- ●様式24 自衛隊災害派遣撤収要請書 (P資-61)

第3節 災害情報の収集伝達

■計画の主旨

市及び防災関係機関は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達に努める。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復旧	担当
第1項 通信手段の確保			•		本部班、各班、市政広報班
	1 気象業務法に基づく注意 報・警報等	•	•		危機管理課、秘書広報課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、市政広報班
第2項	2 消防法に基づく気象状況の 通報等	•	•		危機管理課、消防本部 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、消防本部
注意報・警報の種 類及び発表基準		•	•		危機管理課、秘書広報課 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、市政広報班
	4 異常現象発見時の通報		•		危機管理課、住民 《市災害対策本部を設置している場合》 本部班、住民
第3項 被害情報の	•	•	•	本部班、各班	

■計画の内容

第1項 通信手段の確保

対策内容は、「第3章 第2節 第1項 通信手段の確保」を準用する。 (P3-15)

第2項 注意報・警報の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

(1) 注意報及び警報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「表 4-2 注意報・ 警報・特別警報の種類及び発表基準」のとおりである。

表 4-2 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準(一次細分区域:南部、市町村をまとめた地域:南西部、二次細分区域:鶴ヶ島市 [令和 2 年 8 月 6 日現在])

	<i>75</i> (. [±]	種類		7 島巾 [节和2年8月6日現仕]) ※主甘淮
	(里块		<u> </u>	発表基準 かなりの降雨があって被害が予想される場合で、その基準は、次の
			大雨注意報	条件に該当する場合
				・表面雨量指数:8
				・土壌雨量指数: 117
				洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その
				基準は次の条件に該当する場合
			洪水注意報	・大谷川流域雨量指数:6.8
				・複合基準:一
				・指定河川洪水予報による基準:-
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場
			国风任总书	合
			風雪注意報	平均風速が11m/ s 以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
				大雪によって被害が予想される場合で、その基準は、次の条件に該
			大雪注意報	当する場合
20.				・12時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合
注	一般の利		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	用に適合	気象注意報		濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で、
	するもの		濃霧注意報	その基準は次の条件に該当する場合
意				・濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
	·			空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、その基準
				は次の条件に該当する場合
±n			乾燥注意報	・最少湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される
報	Y 校			場合
			低温注意報	夏期:低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合
				冬季:気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
				早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合で、その
			霜注意報	基準は次の条件に該当する場合
				・最低気温が早霜・晩霜期に4°C以下になると予想される場合
			着氷・着雪	着氷 (着雪) が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想さ
			注意報	れる場合
			N MIL	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況と
			竜巻 注意情報	なった段階
				この情報の有効期限は、発表から1時間である
	※水防活	水防活動用		
	動の利用	気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
	に適合す	水防活動用		
	るもの	洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
	a 0 */	レンパト上で井		大雨による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、
				その基準は次の条件に該当する場合。
			大雨警報	・表面雨量指数: 25
				・土壌雨量指数: -
警				その基準は次の条件に該当する場合
			洪水警報	・大谷川流域雨量指数:8.6
	一般の利		アル言形	•複合基準:-
	用に適合	気象警報		・ 接っ 差 年 . 一 ・ 指定河川洪水予報による 基 準 : 入間川流域 [坂戸]
	するもの			平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予
			暴風警報	平均風速が20m/ S以上で、重大な災害が起こるねてれがあるとす。 想される場合
報			暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれ
				平均風速が20m/ s 以上で、当を伴い、重人な災害が起こるねぞれ があると予想される場合
				かめると アポされる場合 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、
			大雪警報	大雪によっく里大な災害が起こるねぞれがあると予想される場合で、 その基準は次の条件に該当する場合
				・12時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合

		種類		発表基準
	※水防活動の利用	水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報と同じ
	に適合す るもの	水防活動用 洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ
特			大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される 場合
別	一般の利	<i>□ ← 本</i> 女 ±□	暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹く と予想される場合
警	用に適合するもの	気象警報	暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴 風が吹くと予想される場合
報			大雪 特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

- ※)・発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
 - ・土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数 解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。
 - ・流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

解析雨量、降水短時間予報をもとに1km四方の領域ごとに算出する。

(2)注意報・警報文の構成

ア標題

発表する注意報・警報の種類及び発表地域名を示す。本市の予・警報細分区域名は、一次細分区域は「南部」、市町村等をまとめた地域は「南西部」である。

- イ 発表年月日、時分
- ウ 発表気象官署名
- エ 注意警戒文

才 本文

市町村等をまとめた地域毎に注意報や警報を発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や浸水害等への警戒事項を記述する。

また、市町村等をまとめた地域毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。

(3) その他

気象情報は、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡潔に表現して速報するものであり、県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、 少雨に関する情報、高温に関する情報などがある。

2 消防法に基づく気象状況の通報等

熊谷地方気象台が気象の状況から火災の危険があると認めたとき、その状況を県知事を経由して 市長に通報する(以下「火災気象通報」という)もので、通報実施基準は、次のとおりである。 通報実施基準

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

3 注意報・警報等の伝達

対策内容は、「第3章 第2節 第2項 地震情報の収集伝達」に準ずる。 (P3-15)

4 異常現象発見時の通報

対策内容は、「第3章 第2節 第2項 地震情報の収集伝達(3 異常現象発見時の通報)」 に準ずる。

(P3-17)

第3項 被害情報の収集伝達

対策内容は、「第3章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」に準ずる。 (P3-17)

- ●鶴ヶ島市防災行政無線系統図 (P資-31)
- ●様式1 災害情報記録用紙 (P資-35)
- ●県災害対策本部運営要領 様式第1号 発生速報 (P資-62)
- ●県災害対策本部運営要領 様式第2号 経過速報 (P資-63)

第4節 広報広聴対策

■計画の主旨

災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や被災していない住民のさまざまな相談に適切に対応する。

■計画の体系

項目	内容	警 成 急	復旧	担当
	1 災害情報資料の収集	• •		市政広報班
第1項	2 災害広報活動の要領	•	•	市政広報班
	3 帰宅困難者・要配慮者に配慮した			市政広報班、避難所運営班、
災害情報の広報 	広報の実施			生活救護班
	4 防災関係機関	•	•	防災関係機関
第2項	1 被災者に対する広聴の実施	•	•	市政広報班、市民相談班
広聴活動	2 市、県、関連団体の連携確保	•		本部班、市民相談班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第3節 広報広聴対策」を準用する。 (P3-20)

第5節 災害救助法の適用

■計画の主旨

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、適用に当たって必要な事項を定める。

■計画の体系

項目		内容	初動	応急	復旧	担当
第1項	1	災害救助法の適用手続	•	•		本部長(市長)、本部班
救助法の適用	2	災害救助法の適用	•	•		本部長(市長)、本部班
第2項	1	被害状況調査体制の整備	•	•		本部班
救助の実施方法等	2	報告等		•	•	本部長 (市長)、本部班、各部長

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第6節 災害救助法の適用」を準用する。 (P3-33)

※資料

●災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について (P資-64)

第6節 消防

■計画の主旨

火災による被害をできるだけ少なくするため、消防本部及び消防団は全機能を挙げて応急対策に 取り組む。

■計画の体系

項目	内容	初 動	応急	復旧	担当
第1項 消防本部によ	1 情報収集及び伝達、応援隊の 受入	•			消防本部
る消防活動	2 同時多発火災への対応				消防本部
	3 火災現場活動及び救急救助				消防本部
第2項 消防	団による消防活動	•			消防団
笠 0 15	1 応援要請の種別及び判断				本部長(市長)、本部班、消防本部
第3項 応援要請	2 応援要請の方法	•			本部長(市長)、本部班、消防本部
	3 応援隊の受入体制				本部班、消防本部、消防団

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第7節 消防」を準用する。 (P3-38)

- ●埼玉県下消防相互応援協定 (P資-68)
- ●埼玉県防災ヘリコプター応援協定 (P資-82)
- ●埼玉県特別機動援助隊設置要綱 (P資-84)
- ●埼玉県緊急消防援助隊受援計画 (P資-87)
- ●坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画 (P資-99)

第7節 水防

■計画の主旨

長雨、台風及び集中豪雨等による家屋の浸水、損壊、道路、田畑の冠水及び橋梁等の破損を警戒、防御又は被害を軽減し、もって住民の生命、身体及び財産の保護を目的に、水防活動を実施する。なお、注意報・警報の伝達については第3章 第2節 第2項 地震情報の収集伝達 (P3-15)によるものとする。

■計画の体系

	rt'//\				
項目		警戒	応急	復旧	担当
第1項	水防本部の設置		/EX	■	本部班
	監視、警戒活動	•			土木班、消防本部、消防団、坂戸、 鶴ヶ島下水道組合
第3項	気象情報、水防情報の伝達	•	•		本部班、各班
第4項	避難		•		本部長(市長)、本部班、市政広報 班、避難所運営班、生活救護班、消 防本部、消防団、警察官、自衛官、 県知事など
第5項	警戒区域の設定		•		危機管理課、道路建設課、消防職員、 消防団員、警察官、坂戸、鶴ヶ島下 水道組合 《市災害対策本部を設置している場合》 本部長(市長)、本部班、土木班、 消防職員、消防団員、警察官
第6項	資器材の備蓄および水防措置の実施	•	•		土木班、消防本部、消防団、坂戸、 鶴ヶ島下水道組合
第7項	応援協力		•	•	本部長(市長)、本部班

■計画の内容

第1項 水防本部の設置

対策内容は、「第1節 応急活動体制」を準用する。 (P4-2)

なお、水防本部の設置は、市災害対策本部の設置をもってこれに代える。

第2項 監視、警戒活動

市は随時、区域内の雨水幹線(公共下水道)等を巡回し、危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

また、大雨、洪水及び台風等の気象情報が発令された場合、消防本部・消防団と協力し、監視及び警戒を実施し、迅速かつ的確な措置を講ずる。

第3項 気象情報、水防情報の伝達

対策内容は、「第3節 災害情報の収集伝達」を準用する。 (P4-9)

第4項 避難

市長は、必要と認めるときは、地域住民に対して避難情報を発令し、避難計画の定めるところにより誘導・救護を行う(「第3章 第9節 避難」参照)。 (P3-47)

表 4-3 避難指示等の基準及び伝達方法

種別	発表する基準	伝達内容	伝達方法
緊急安全確保	・高麗川坂戸水位観測所の水位が、 氾濫危険水位を越え、氾濫が発生 した場合(警戒レベル5相当) ・条件がさらに悪化し、避難すべき 時期が切迫した場合又は危険区域 に残留者がある場合	・要避難対象地域 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項	・市防災行政無線 (固定系)・広報車・ホームページ・テレビ、ラジオ・標識等・ロ頭伝達・SNS
避難指示	・高麗川坂戸水位観測所の水位が、 氾濫危険水位に到達した場合 (警戒レベル4相当) ・雨水幹線(公共下水道)等があふ れるような、洪水の危険や浸水の おそれがある場合	・要避難対象地域 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項	・市防災行政無線 (固定系)・広報車・ホームページ・テレビ、ラジオ・SNS
高齢者等避難	・高麗川坂戸水位観測所の水位が、 一定時間後に氾濫危険水位に到達 が見込まれる場合、または避難判 断水位に達して、さらに水位の上 昇が予想される場合 (警戒レベル3相当) ・雨水幹線(公共下水道)等の水位 の上昇や気象状況などから判断し て、今後このような気象状況が続 くと、避難を要する状況になる可 能性がある場合	・要避難対象地域 ・避難理由 ・避難時の留意事項	・市防災行政無線 (固定系)・ホームページ・テレビ、ラジオ・SNS

※要配慮者(聴覚障害者)への対応

- ・市防災行政無線(固定系)の視覚表示機付き戸別受信機により伝達する。
- ・消防本部が運用する「携帯電話による緊急通報『NET119』」の登録者で、市防災行政無線 (固定系)で放送した内容のメール配信を希望した登録者に対し、消防本部からメール配信する。
- ・埼玉県災害オペレーション支援システムによる「エリアメール・緊急速報メール」などを用いて、 市防災行政無線(固定系)で放送した内容と同様の内容を市からPUSH配信する。

第5項 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、市長は警戒区域を設定し、無用な者の立ち入りを禁止もしくは制限し又はその区域から退去を命ずることができる。(「第3章 第9節 避難 第2項 警戒 区域の設定」参照)

(P3-50)

第6項 資器材の備蓄および水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めると共に、監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

第7項 応援協力

対策内容は、「第3章 第4節 第1項 指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力」を準用 する。

(P3-24)

第8節 救急救助・医療救護・保健

■計画の主旨

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を実施する。また、被災者の心身の健康の維持を図る。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復 旧	担当
	1 救急・救助における出動				消防本部
第1項 救急・救助	2 救急・救助における活動	•			消防本部、消防団、事業所、自治会、 地域支え合い協議会、自主防災組織
	3 応援要請				本部長 (市長)、本部班、消防本部
第2項 医療及	び助産救護活動				医療救護班、医療機関
第3項	1 傷病者搬送の判定				医療救護班
│ ^{男 3 頃} │ 傷病者の搬送	2 傷病者搬送の要請				本部班、医療救護班、
物が行り派込	3 後方医療機関への搬送				本部班、医療救護班、消防本部
第4項 精神科	救急医療の確保		•	•	生活救護班、医療救護班
第5項	1 災害後の心身変調に関す る情報提供			•	市政広報班、生活救護班、医療救護班
精神保健活動	2 コーディネーターの確保			•	生活救護班、市民相談班、医療救護班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第8節 救急救助・医療救護・保健」を準用する。 (P3-43)

※資料

●災害時協定締結状況 (P資-132)

第9節 避難

■計画の主旨

風水害等の災害が発生した場合、危険区域にある住民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と 避難者の援護を図る。なお、必要な場合、避難に時間を要する避難行動要支援者等が早めに避難で きるよう、避難指示の前に、高齢者等避難を発令する。

避難に係わる的確な応急対策は、応急対策の第1次的な実施責任者である市長が中心に実施する ものとする。その際、要配慮者について十分配慮する。

住民等自身が指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ない と判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内の上層階などへ安全確保」を行うべ きことについて、住民等への周知徹底に努める。

■計画の体系

項目	内容		心	復	担当		
		戒	急	旧	, _ _		
	1 避難情報の発令				本部長(市長)、本部班、警察官、自衛		
 第1項					官、県知事、その命を受けた職員		
│ 売 │ 垻 │避難情報	2 避難情報の周知	•			本部班、市政広報班、生活救護班		
是 关E I	3 避難情報の伝達・報告				本部長(市長)、本部班、警察官、自衛		
					官		
第2項 葵武	文はの記字				本部長(市長)、本部班、土木班、消防		
分~ 均 言成	第2項 警戒区域の設定 				職員、消防団員、警察官、自衛官		
					協力班、生活救護班、医療救護班、土木		
第3項 避難	の味道				班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、		
昻 3 垻 四	の誘導				自治会、地域支え合い協議会、自主防災		
					組織		
	1 指定避難所の開設	•			本部班、避難所運営班		
	2 指定避難所の運営		•		避難所運営班、避難所運営組織		
第4項	3 福祉避難所の開設・運営				本部班、生活救護班、施設職員、福祉避		
指定避難所の	3 個種避難別の開設・連呂				難所運営組織		
開設・運営	4 指定避難所外避難者対策		•	•	本部班、避難所運営班、医療救護班		
	5 他都道府県からの避難者				本部班		
	受入れ				避難所運営班		

■計画の内容

第1項 避難情報

1 避難情報の発令

	1-
担当	対策内容
本部長(市長) 本部班	 ・市長は、洪水等の事態が発生し、又は、発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。(災対法第60条) ・高齢者等、避難行動に時間を要する者の避難行動開始のために、人的被害が発生する可能性が高まった場合は、本部長(市長)は警察署長、消防長と協議の上、「高齢者等避難」を発令する。
警察官	・警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市の職員が指示できないと認めるとき、若しくは市長から要求があったとき、又は住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに住民に対し立退きを指示するものとする。(災対法第61条、警察官職務執行法第4条)
自衛官	・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。(自衛隊法第94条)
県知事、その命を 受けた職員	・知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。 (災対法第60条第6項)

2 避難情報の周知

担当	対策内容
本部班市政広報班生活救護班	(1)住民への周知 ・避難の指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車、緊急速報メールのほかSNS等、あらゆる広報手段を用い、又は、自治会や地域支え合い協議会、自主防災組織を通じて、若しくは直接、住民にその内容を周知する。 ・周知にあたっては、火災予防についても併せて警告し、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。・避難の必要が無くなった場合も同様に周知する。 (2)避難情報の内容避難情報は、次の内容を明示して行う。ア要避難対象地域イ避難先及び避難経路ウ避難理由エ避難時の留意事項 避難にあたっては、住民等自身が避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

表 4-4 避難情報 (緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)

種別	判断基準	住民に求める行動
緊急安全確保	1 避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合	【災害発生】 ・命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
避難指示	1 避難対象地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合 2 洪水警報が発表されたとき 3 大雨警報(土砂災害)が発表されている 状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 大雨警報発表、かつ、土砂災害警戒判定 メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過」した場合	【全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う。
高齢者等避難	1 災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想されるとき 2 洪水警報が発表されたとき 3 大雨警報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過」した場合 4 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報に切り替える可能性が言及される場合 5 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合	【高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

3 避難情報の伝達・報告

避難情報の発令を行った場合は、おおむね以下の要領により必要な事項を伝達、報告する。

担当	対策内容
本部長(市長) 本部班 警察官 自衛官	(1)関係機関への伝達・報告 ア 市長の措置の場合 市長→県知事(災害対策課) イ 警察官の措置の場合 警察官→市長→県知事(災害対策課) ウ 自衛官の措置の場合 自衛官→市長→県知事(災害対策課) (2)伝達・報告の内容 ア 災害の様態及び被害の状況 イ 避難情報の発令を発した日時 ウ 地域名及び対象人員 エ 指定緊急避難場所

第2項 警戒区域の設定

第3項 避難の誘導

第4項 指定避難所の開設、運営

上記の対策内容は、「第3章 第9節 避難」(P3-47)を準用する。

- ●様式5 避難情報についての報告 (P資-39)
- ●様式6 高齢者避難 (P資-40)
- ●様式7 避難指示 (P資-41)
- ●様式8 避難者名簿 (P資-42)
- ●様式9 避難収容状況調 (P資-43)
- ●様式10 避難所開設状況 (P資-44)
- ●様式11 避難所状況報告 (P資-45)
- ●様式12 避難所状況一覧 (P資-46)

第10節 緊急交通路の確保

■計画の主旨

災害発生直後の道路は、落下物等の散在や路面の冠水等による道路機能障害の発生が予想される。 このため、関係機関は災害後の応急対策を的確に講じる必要がある。

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、緊急交通路(緊急輸送道路)について 迅速に被害状況を把握し、他の道路にさきがけて応急復旧作業を行う。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復 旧	担当
第1項	1 道路被害状況の把握	•			土木班
道路被害状況の把握	2 道路被害状況の伝達	•	•		土木班
第2項	1 実施責任者		•		本部長(市長)、土木班
緊急輸送道路の応急 復旧作業	2 障害物の除去の実施方法		•	•	土木班
第3項 緊急輸送道路	各の状況の広報	•	•	•	市政広報班、土木班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第10節 緊急交通路の確保」を準用する。 (P3-58)

※資料

●災害時協定締結状況 (P資-132)

第11節 緊急輸送

■計画の主旨

災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送車両の 確保やその確認等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

■計画の体系

項目	内容	警	応	復	担当
坦	内谷	戒	急	旦	担크
第1項	1 車両	•	•		施設班
緊急輸送車両等	2 ヘリコプター		•		本部班
の確保	3 給水車		•	•	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第2項 緊急輸達	送道路の確保		•	•	土木班
第3項	1 緊急通行車両の確認手続き	•	•	•	施設班、各班
緊急通行車両の					
確認手続き等	2 救助法を適用した場合の輸送				本部班
第4項 物資の	耒積場所及び要員の確保		•	•	本部班、商工農政班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第11節 緊急輸送」を準用する。 (P3-61)

- ●緊急通行車両以外の車両通行止め表示 (P資-106)
- ●緊急通行車両等確認申請書 (P資-107)
- ●緊急通行車両の標章 (P資-108)
- ●緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書 (P資-109)

第12節 飲料水・食料・生活必需品の供給

■計画の主旨

災害発生直後の住民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。 災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復旧	担当
第1項	1 飲料水の供給		•	•	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
飲料水の確保 及び供給	2 給水施設の応急復旧		•	•	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
第2項 生活用	 水の確保及び供給		•	•	本部班、坂戸、鶴ヶ島水道企業団
44.0.0	1 食料の供給計画		•		市政広報班、避難所運営班、商工 農政班
第3項	2 食料の調達計画		•	•	市政広報班、商工農政班
食料の確保及 び供給	3 食料の調達体制		•	•	本部班、商工農政班
O. D. WI	4 炊出しの実施及び食品の配分		•	•	避難所運営班、学校班、避難所運 営組織
第4項	1 生活必需品の供給計画		•		避難所運営班、生活救護班、避難 所運営組織
生活必需品の確保及び供給	2 給与又は貸与の方法		•	•	市政広報班、避難所運営班、商工 農政班、避難所運営組織

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第13節 飲料水・食料・生活必需品の供給」を準用する。 (P3-66)

- ●様式13 食糧調達状況 (P資-47)
- ●様式14 輸送状況 (P資-48)
- ●様式15 物品輸送引渡書 (P資-49)
- ●災害時協定締結状況 (P資-132)

第13節 要配慮者対策

■計画の主旨

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、 傷病者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる要配 慮者の安全を確保する。

■計画の体系

		ı	ı		
項目	内容	<u>警</u>	応急	復旧	担当
	 1 施設職員の確保	•			施設管理者
第1項	2 避難誘導及び受入先へ	•			生活救護班
社会福祉施設入	の移送				施設管理者
所者等の安全確	3 生活救援物資の供給	•	•		商工農政班、施設管理者
保対策	4 ライフライン優先復旧			•	本部班
	5 巡回サービスの実施			•	生活救護班
					生活救護班、自治会、地域支え合い協
	1 安否確認の実施				議会、自主防災組織、民生委員・児童
					委員
	2 救助活動の実施及び受				生活救護班、自治会、地域支え合い協
	入先への移送				議会、自主防災組織
	3 避難誘導の実施				生活救護班、自治会、地域支え合い協
第2項	0 避無助等0天旭				議会、自主防災組織
ポと頃 在宅要配慮者の	4 生活救援物資の供給				避難所運営班、商工農政班、生活救護
安全確保対策	マーエルが波が良い点幅				班
文工能体 为未	5 情報提供	•	•	•	生活救護班
	6 相談窓口の開設	•	•		生活救護班、市民相談班
	7 巡回サービスの実施				生活救護班、医療救護班
	8 介護者の確保			•	生活救護班
	9 障害者等の治療への配				生活救護班
	慮				医療救護班
	10 福祉避難所の活用		•		生活救護班、医療救護班
	1 安否確認の実施				市民班、生活救護班
第3項	2 避難誘導の実施	•			市政広報班、生活救護班
外国人の安全確	3 情報提供			•	市政広報班
保対策	4 相談窓口の開設				市民相談班
W.1.W	5 通訳・翻訳ボランティ				 生活救護班
	アの確保				
	1 専用スペースの確保				避難所運営班、避難所運営組織
第4項	2 物資の確保		_	_	市政広報班、商工農政班
指定避難所にお	3 巡回サービスの実施		•	•	生活救護班、市民相談班、医療救護班
ける要配慮者へ	4 福祉避難所の開設				避難所運営班、生活救護班、医療救護
の配慮			_		班
	5 応急仮設住宅				都市計画班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第14節 要配慮者対策」を準用する。 (P3-72)

第14節 環境衛生

■計画の主旨

市は、災害時におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、もって被災地の環境衛生の保全と早期復興を図る。

■計画の体系

<u>— #1 — ** 11 *1* </u>		
項目	Na	
	1 実施責任者 ● 埼玉西部環境保全組合	
第1項	2 ごみ排出量の推定 ● 生活環境班、埼玉西部球	環境保全組合
ごみ処理	3 処理体制の確保 ● ● 生活環境班、埼玉西部球	環境保全組合
	4 処理対策 ● ● 生活環境班、埼玉西部球	環境保全組合
	1 実施責任者 ● 坂戸地区衛生組合	
第2項	2 し尿排出量の推定 ● 生活環境班	
し尿処理	3 処理体制の確保 ● ● 生活環境班、坂戸地区領	
	4 処理対策 ● ● 生活環境班	
	1 実施責任者 ● 生活環境班	
	2 災害廃棄物発生量の推定 ● 生活環境班	
第3項	全期期付制の存促 生活環境班、公共施設管	言理者、事業
災害廃棄物処理	3 処理体制の確保 ● ● エカスの コスルは ! 所、住民	
	4 加田計等 生活環境班、公共施設領	
	4 処理対策	
第4項 防疫活動	動	
第5項 食品衛生	生監視	
第6項 動物愛記	護 ● ● 生活環境班、避難所運営	営組 織

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第15節 環境衛生」を準用する。 (P3-77)

第15節 行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬

■計画の主旨

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋・火葬について、 市及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に処理し、人心の安定を図ることが必要である。

救助法が適用された場合、市は県の支援を得ながら、防災関係機関の協力のもとに遺体の捜索、 処理及び埋・火葬等を実施する。

■計画の体系

項目	内容	警 成 急	復 旧	担当		
	1 捜索体制		•	市民班、消防本部、消防団、警察官		
英 1 语	2 捜索を受けられる者	•	•	市民班、消防本部、消防団、警察官		
第1項 行方不明者、遺体	3 救助法を適用した場合 の捜索活動	•	•	市民班、消防本部、消防団、警察官、 自衛官		
の捜索	4 行方不明者に関する相 談窓口の設置	•	•	市民相談班		
笠の西	1 検視・検案	•	•	警察官、医師、歯科医師		
第2項 遺体の処理	2 遺体の輸送	•	•	市民班		
退体の処理	3 遺体の収容・安置	•	•	市民班		
笠 2 店	1 埋・火葬の実施	•	•	市民班、広域静苑組合		
第3項遺体の埋・火葬	2 埋・火葬の調整及びあっせん		•	市民班		

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第16節 行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬」を準用する。 (P3-82)

- ●様式21 遺体処理票 (P資-57)
- ●様式22 遺体遺留品処理票(P資-58)

第16節 建築物等の応急対策

■計画の主旨

公共建築物は住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。また、被災した民間建築物の調査や応急対策は、復旧、復興期における住民生活を支える重要な役割を持つ。このため、関係機関との連携を図り、建築物の被害状況を迅速に把握し、的確な応急対策を実施する。また、農地、農業関係の被害は、農業生産に多大な影響を及ぼすため、早急に対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容	警 戒	応急	復旧	担当
	1 公共施設応急対策指導等		•		都市計画班、応急危険度判定士
第1項	2 応急危険度判定及び被災宅地				都市計画班、施設管理者、応急危険
ポー頃 建築物等の応	危険度判定				度判定士、被災宅地危険度判定士
建築物等の心 急対策	3 被災度区分判定調査				税務班
心刈水	(被害家屋調査)				施設管理者
	4 応急措置			•	施設管理者
第2項 農地、農業関係の応急対策			•	•	商工農政班

■計画の内容

第1項 建築物等の応急対策

対策内容は、「第3章 第17節 建築物等の応急対策」を準用する。 (P3-86)

第2項 農地、農業関係の応急対策

担当	対策内容
	・風水害によって農地及び農作物が被害を受けた場合、被害の拡大を防止する
	ために応急対策を実施する。
	1 農地および農業用施設の対策
	(1)農地
	・農地が被災して、当該農地が冠水し、自然排水を待っていると復旧工事の施
	工又は農作物の生産に重大なる支障を生ずる恐れがある場合は、ポンプ排水
	工事等を行い、被害を最小限に留める。
	(2) 水路
	・水路は、ごみさらい等を十分に行い、排水をよくする。
	2 農作物の対策
	(1) 水稲及び畑作の改植用種苗の確保
	・水害等により水稲、畑作の改植を必要とする場合が生じたとき、市長は、被
	災の状況により、又は被災者の請求があった場合は、被災地向け改植用種苗
	の補給を指示する。
	(2)病害虫防除対策
	・水害等により発生が予想される水稲、畑作の病害虫防除の対策は、次による。
	アー防除の指導
	・特に必要があると認めたときは、病害虫防除指導班を編成して、現地の特
	別指導を行う。
	イ集団防除の実施
本 工曲 本 和	・被災地域が広大で、集団で一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認
商工農政班	められるときは、県に対し、必要な技術対策の指導を求める。
	ウ農薬の確保
	・災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合に、農薬業者等に対し、 緊急供給を依頼する。
	エ 防除機具の確保
	・必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができる
	ように努める。
	3 畜産の対策
	・水害時等において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び
	畜舎などに対し、獣医師の協力を得て、必要な防疫を実施する。災害により
	死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者が市長に届け出るものとし、
	その処置については、市の指示に従って死体の焼却、埋葬等を行う。
	(1)被災家畜に対する措置
	・被災家畜に伝染病の発生する恐れがあると認められる場合は、担当班を被災
	地に派遣し、緊急予防注射を実施する。
	(2)浸水畜舎に対する措置
	・浸水畜舎に対して家畜伝染病の発生を予防するために消毒を実施する。
	(3) 家畜の避難
	・浸水などの災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者は家
	畜を安全な場所に避難させる。
	(4) 飼料の確保
	・災害により飼料の確保が困難になったときは、県に対し、麦類、ふすまの確
	保について指導を求め、必要量の確保及び供給を図る。

第17節 住宅応急復旧

■計画の主旨

災害により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い災害後の被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復旧	担当
第1項	1 応急仮設住宅の確保			•	都市計画班
応急住宅の確保	2 その他の応急住宅			•	都市計画班
第2項	1 応急修理の実施			•	都市計画班
被災住宅の応急 修理	2 応急措置及び応急復旧の指導・相談		•	•	市政広報班、市民相談班、 都市計画班
第3項	1 除去作業の方針		•		都市計画班
住宅関係障害物 除去	2 除去作業の内容			•	都市計画班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第18節 住宅応急復旧」を準用する。 (P3-90)

※資料

●災害時協定締結状況 (P資-132)

第18節 ライフライン施設等の応急対策

■計画の主旨

道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス及び電信電話等のライフライン施設、水路及び その他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害発生時の応急対策 活動においても重要な役割を果たす。

このため、これらの施設等については、関係機関との連携を図り、迅速な応急対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容	警戒	応急	復旧	担当
	1 電力施設の応急対策		•	•	東京電力パワーグリッド株式会 社 川越支社
第 1 項 ライフライン施設の	2 ガス施設の応急対策		•	•	坂戸ガス株式会社、武州ガス株 式会社、一般社団法人 埼玉県 LPガス協会坂戸支部
応急対策	3 水道施設の応急対策		•	•	坂戸、鶴ヶ島水道企業団
	4 下水道施設の応急対策		•	•	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
	5 電信電話施設の応急対策		•	•	東日本電信電話株式会社 埼玉 事業部
等 0 语	1 鉄道会社の応急対策		•	•	東武鉄道株式会社
第2項 交通施設の応急対策	2 道路施設の応急対策		•	•	土木班 東日本高速道路株式会社

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第19節 ライフライン施設等の応急対策」を準用する。 (P3-94)

第19節 文教·福祉対策

■計画の主旨

公立の小中学校並びにその他の学校及び幼稚園での災害予防、応急対策等を通じて、災害時における幼児、児童、生徒及び学生(以下「児童・生徒等」という。)の生命の安全確保はもちろん身体の障害をも防止し、かつ教育活動を確保し学校教育及び社会教育の目的を達成するため、市は、文教対策に関する計画を樹立しておき、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。

■計画の体系

項目	内容		応 急	復旧	担当
第1項	1 発災時の対応		•		学校
応急教育の実施	2 災害復旧時の対応			•	学校班、学校
第2項	1 基本事項				学校班
学用品の調達及び支給	2 給与の実施			•	学校班
第3項	1 発災時の対応		•		生活救護班、施設職員
応急保育の実施	2 災害復旧時の対応			•	生活救護班
第4項 文化財の保護			•	•	生涯学習班

■計画の内容

対策内容は、「第3章 第20節 文教・福祉対策」を準用する。 (P3-108)

第20節 雪害対策

■計画の主旨

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、鶴ヶ島市では15日に45 c m、県内では、秩父で98 c m、熊谷で62 c m と、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気 を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 基本方	5針	市	危機管理課
第2項 大雪災	き書の特徴	市	危機管理課
	1 食料、飲料水、生活必需品の 備蓄	市・事業所・住民	危機管理課 全課
	2 情報通信体制の充実強化	市・住民	危機管理課、秘書広報課
3 雪		市・消防本部・防災 関係機関	危機管理課 全課
第3項 予防・事前対	4 指定避難所の確保	市・自治会・地域支 え合い協議会・自主 防災組織	危機管理 地域活動推進課
策計画	 5 建築物の雪害予防 	市・施設管理者・事 業所	都市計画課、企業立地· 定住推進課、施設管理者
	6 道路交通対策	市・道路管理者	道路建設課
	7 鉄道等交通対策	市・交通事業者・鉄 道事業者	秘書広報課、交通事業者、 鉄道事業者
	8 ライフライン施設雪害予防	ライフライン事業者	ライフライン事業者
	9 農林水産業に係る雪害予防	市	産業振興課

項目	内容	警 戒	応急	復 旧	担当
	1 応急活動体制の施行	•	•	•	本部班、各班
	2 情報の収集・伝達・広報	•	•	•	本部班、市政広報班
	3 指定避難所の開設・運営		•	•	本部班、避難所運営班
第4項 応急対策計画	4 医療救護	•	•	•	本部班、市政広報班、生活救護班、 市民相談班、医療救護班、消防本 部、消防団、医療機関、事業所、 自治会、地域支え合い協議会、自 主防災組織
	5 道路機能の確保		•	•	本部班、土木班、道路管理者、防 災関係機関、協定事業所
	6 ライフラインの確保		•	•	本部班、土木班、ライフライン事 業者
	7 地域における除雪協力		•	•	事業所、自治会、地域支え合い協 議会、自主防災組織、住民

■計画の内容

第1項 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害(積雪災害(交通途絶)、雪圧災害(構造物破壊、農作物損耗)、着雪・着氷災害(架線切断)、吹雪災害(列車事故))が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2項 大雪災害の特徴

1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、 15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地 方の上空約1,500m付近は-6℃以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前(2月8日から9日)に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

本市においても、鶴ヶ島消防署の計測によると、45 c mの記録的な積雪となり、交通機関は麻痺し、カーポートの倒壊や家屋の損壊などの被害が発生した。

第3項 予防・事前対策計画

1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態(立ち往生車両に伴う人命救助等)から優先的 に対応する。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

担当	対策内容
危機管理課 全課 新住民	(1) 自助の取組 ・自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。 ・除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。 ・やむを得ず雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況を十分確認し、チェーンやスタッドレスタイヤなどスリップ防止策を講じる。また、車内にスコップやスクレーパーなども備えておくよう心がけるものとする。 ア 食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄(最低3日間(推奨1週間)分を目標) イ 除雪作業等用品の準備・点検ウ 住民、企業との協力体制の確立 ・市は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。ア 食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄(最低3日間(推奨1週間)分を目標)の奨励 イ 住民が担うべき雪害対策の重要性を啓発 (2) 住民との協力体制の確立 ・積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。 ・備蓄等の対策内容は、「第2章 第9節 物資及び資機材等の備蓄と輸送」に準ずる。(P2-46)

2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適時広報することにより、 住民の適切な対処を促す。

担当	対策内容	
危機管理課 秘書広報課	(1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備 ・市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。	
危機管理課 秘書広報課 住民	(2) 住民への伝達及び事前の周知 市は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について住民への周知に努める。 住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。 	
危機管理課 秘書広報課	(3) 県や防災関係機関との情報共有 ・市は、災害オペレーション支援システムを介し、情報等を県や関係機関と共有する。 具体的な対策内容は、「第2章 第7節 災害情報体制の整備」に準ずる。 (P2-38)	

3 雪害における応急対応力の強化

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

担当	対策内容
危機管理課 全課	(1)大雪対応事前行動計画(埼玉版タイムライン)の共有 ・大雪災害に対応するため、県が作成する事前行動計画(埼玉版タイムライン) を共有する。
消防本部防災関係機関	(2)防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 ・救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を 計画的に整備・充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応 急活動における相互協力の向上に努める。 【雪害に対応する防災用資機材(例)】 ・除雪機 ・スノーシュー ・かんじき ・ストック ・そり ・スノーダンプ ・スコップ ・長靴 ・防寒具 ・防寒用品 ・ポリタンク

4 指定避難所の確保

市は、地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所を確保する。 対策内容は、「第2章 第5節 第2項 指定緊急避難場所及び避難路の選定」を準用する。 (P2-22)

5 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの住民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

担当	対策内容		
都市計画課 企業立地·定住 推進課 施設管理者 事業所	(1)物的被害を軽減させるための措置 ・市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、商業施設・駅など不特定多数の者が使用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。 ア 新設施設等の耐雪構造化 ・施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。 イ 老朽施設の点検及び補修 ・施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。		

6 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の 確保に努める。

(1) 道路交通の確保	
 道路管理者は除雪実施体制を整備し、迅速に除雪を行う 剤など必要な資機材を確保する。 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪が 前点検整備を指導する。 (2)積雪量の把握 道路管理者は、積雪量を観測するにあたって、基準とな スケールで計測するなど、簡易的な積雪量把握に努める。 (3)雪捨て場の事前選定 道路管理者は、運搬排雪作業に備えて適当な雪捨て場を たっては、関係者と協議を行い、発災時の連携を図る。 (4)関係機関の連携強化 ・降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等とるる。 ・異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを 雪すべき路線(防災活動拠点施設、警察署、消防署、災 院施設等の沿線)を選定し、管内関係機関で共有してお 具体的な対策内容は、「第2章 第9節 第6項 緊急 準ずる。 (P2-55) ・道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場 両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転。 動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理: 	機械、附属品等の事 機械、附属品等の事 の

7 鉄道等交通対策

担当	対策内容
秘書広報課 交通事業者 鉄道事業者	・公共交通を確保するため、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、 凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。 ・運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者・鉄道事業者、県等と連携し ながら広く住民に周知する。

8 ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信、ガス、上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を 維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

担当	対策内容		
	(1)ライフラインにおける雪害対策の推進		
ライフライン事業者	ア ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継		
	続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化		
	・凍結防止について計画的に整備する。		
	イ ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を		
	迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提		
	供できるよう、連携体制の強化を図る。		

9 農林水産業に係る雪害予防

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するともに、被害防止に関する指導を行う。

担当	対策内容
	(1)農産物等への被害軽減対策
産業振興課	・市は、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減
	を検討する。

第4項 応急対策計画

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

担当	対策内容
	(1) 初動期の人員確保
本部班	・市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にし、適宜実施
各班	する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員
	の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

担当	対策内容
	(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等
本部班	・対策内容は、「第3節 災害情報の収集伝達」に準ずる。
	(P4-9)
	(2)積雪に関する被害情報の伝達
本部班	・市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規
1. HA-2T	模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、
	把握できた情報を遅滞なく県に報告する。
	(3)住民への情報発信
	・気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降
	雪状況、積雪の予報等について住民等へ周知する。
	・異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法は、防災行政
	無線、緊急速報メール(エリアメール)、データ放送、SNSなど住民への多
	様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。
	・報道機関への情報提供に当たっては、記者会見や簡易的な報告等を定期的に
	開催する等、計画的に実施する。
	(4) 積雪に伴い取るべき行動の周知
本部班	・市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、住民に周知する。
市政広報班	(例)
	○ 不要不急の外出は極力避ける。
	□ ○ 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。 □ ○ ★B ○ ★ B ○
	□○ 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
	○ 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。 ○ 白動まが立たななりを関係にある。 ○ 白動まが立たななりにある。 ○ 白動まが立たななりにある。 ○ 白動まが立たななりにある。 ○ 白動まが立たななりにある。 ○ 白動まが立たなりにある。 ○ 白動きなりにある。 ○ 白動きなりによりにある。 ○ 白動きなりにある。 ○ 白動きなりになりにある。 ○ 白動きなりになりにある。 ○ 白動きなりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりにな
	○ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素
	中毒にならないようにする。 ○ 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
	○ 女主権保に ○ 女主権保に ○ 大主権保に ○ 大き権保に ○ 大主権保に ○ 大権保に ○
	ことや転倒及び屋根雪の落下に注意する。
	(5) 県との情報共有機能の強化
本部班	・市は、県が大雪の際に、被害の全容を把握するため、防災へリコプター等に
	よる上空からの偵察を活用し、得られた被害情報について、災害オペレーシ
	ョン支援システム等を通じて情報共有する。
	・市の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支
	部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。
	The production and the members of the production

3 指定避難所の開設・運営

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な指定避難所開設も検討する。 具体的な対策内容は、「第3章 第9節 第4項 指定避難所の開設・運営」を準用する。 (P3-51)

4 医療救護

積雪に伴う負傷、長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。 具体的な対策内容は、「第3章 第8節 救急救助・医療救護・保健」を準用する。 (P3-43)

5 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設、病院など住民の命を緊急的・直接的に救助する施設、住民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

対策内容は、「第3章 第10節 緊急交通路の確保」を準用するほか、以下のとおりとする。 (P3-58)

担当	対策内容
道路管理者	 (1)効率的な除雪 ・道路管理者は、異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。 ・道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。 ・道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。
本部班 土木班 防災関係機関 協定事業所	(2)除雪の応援 ・市は、自らの除雪の実施が困難な場合、協定事業所に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。 ・防災関係機関は、市から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。 ・除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

6 ライフラインの確保

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

対策内容は、「第3章 第19節 ライフライン施設等の応急対策」を準用するほか、以下のとおりとする。

(P3-94)

担当	対策内容
本部班土木班ライフライン事業者	 ・ライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・ 損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。 ・ライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や住民 生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。 ・市は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報(被災情報、除雪状況 等の危険性が高い区域、通行可能な道路等)や活動スペース等について、ラ イフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

7 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業所による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

■計画の主旨

毒・劇物による人身被害(以下「人身被害」という。)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関は迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進するため、災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動の万全を期する。

また、市の区域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷者を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定める。

くわえて、市の区域において航空機の墜落・衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空 機事故災害が発生した場合、速やかに応急救助並びに復旧等を行うための対策を定める。

さらに、放射性物質の取扱等を規制することは国の所掌事務であるが、放射性物質事故災害による影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るために定めるとともに、大規模火災や道路 災害対策について定める。

他に、局地的な被害をもたらす竜巻や突風等対策や、富士山が噴火した場合、市域では2~10 c m程度の降灰が想定されることから、火山噴火降灰対策についても定める。

■計画の体系

■計画の体系				
項目	警 戒	応急	復 旧	担当
第1項 毒・劇物による人身被害対策	•	•		本部長(市長)、本部班、各班、消防本部、消防団、 防災関係機関
第2項 鉄道災害対策	•	•		本部長(市長)、本部班、医療救護班、各班、消防本部、消防団、医療機関、東武鉄道株式会社
第3項 航空機事故災害対策		•		本部長(市長)、本部班、市政広報班、医療救護班、 土木班、消防本部、消防団、警察署、自衛官、医療機 関、航空事業者、県知事
第4項 放射性物質及び原子力発電所 事故対策	•	•		生活環境課、産業振興課、こども支援課、学校給食センター、本部長(市長)、本部班、市政広報班、避難所運営班、生活救護班、市民相談班、医療救護班、土木班、協力班、道路管理者、各施設管理者、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、坂戸、鶴ヶ島下水道組合、埼玉西部環境保全組合、坂戸地区衛生組合、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、原子力事業者、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織、避難所運営組織
第5項 大規模火災対策	•	•		本部長(市長)、本部班、消防本部、消防団
第6項 道路災害対策	•	•		本部長(市長)、本部班、市政広報班、生活救護班、 道路管理者、消防本部、消防団、防災関係機関

項目		応急	復旧	担当
第7項 竜巻・突風等対策	•	•	•	危機管理課、秘書広報課、産業振興課、学校教育課、本部班、税務班、市政広報班、避難所運営班、生活環境班、生活救護班、市民相談班、医療救護班、都市計画班、土木班、出納班、消防本部、消防団、防災関係機関、東武鉄道株式会社、学校、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織、住民
第8項 火山噴火降灰対策	•	•	•	危機管理課、秘書広報課、全課、本部班、市政広報班、 避難所運営班、生活環境班、商工農政班、医療救護班、 土木班、全職員、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、坂戸、鶴 ヶ島下水道組合、ライフライン事業者、事業所、住民

■計画の内容

第1項 毒・劇物による人身被害対策

担当	対策内容
本部班消防本部消防団	(1) 活動体制 ・人身被害が発生した場合においては、法令、市防災計画及び県防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。 (2) 連絡通報体制 ・人身被害が発生した場合における連絡通報体制は以下のとおりとする。 図4-1 人身被害の情報連絡体制 消防団 消防本部 発見者 警察署 事業
防災関係機関	(ガス分析、水質分析) (3) 応急措置 ・人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。
本部班 各班 消防本部 消防団	(4)情報収集 ・人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第3章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」に準ずる。(P3-17) (5)救急・救助・対策内容は、「第3章 第8節 第1項 救急・救助」に準ずる。(P3-44) (6)医療救護・人身被害が発生した場合、県と協力し、「第3章 第8節 救急救助・医療救護・保健」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。毒・劇物被害では、特に次の項について万全を期するものとする。(P3-43)

担当	対策内容
	ア 医薬品の確保
	・医療機関及び警察等の協力を得て、災害発生の原因となった毒・劇物を特
	定し、それに応じた各種解毒剤を確保するものとする。
	イ 医薬品の緊急輸送
	・人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県に対し県
	防災へリコプターの要請を行うほか、必要に応じ自衛隊に対しても手配を
	要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努める。
	ウ 救急搬送
	・「第3章 第8節 第3項 傷病者の搬送」及び「第3章 第11節 緊急
	輸送」に準じ、傷病者の緊急搬送を行う。
	(P3-45, 3-61)
本部長 (市長)	(7)避難誘導
本部班	・被害拡大のおそれがあると認められたときは、被害現場周辺の住民に対して
各班	避難誘導等を行うものとする。
消防団	
	(8)応援要請
	・市長は、毒・劇物による人身被害の発生と推測される場合には、県と緊密な
	連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のた
本部長 (市長)	めの派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。自衛
本部班	隊への応援要請は、「第3章 第5節 自衛隊災害派遣」に、また他機関へ
	の応援要請は「第3章 第4節 第1項 指定地方行政機関等の活動体制及
	び相互協力」に準ずる。
	(P3-28, 3-24)

第2項 鉄道災害対策

担当	対策内容
本部班各班	(1)活動体制 ・鉄道災害が発生した場合においては、法令、市防災計画及び県防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。 (2)応急措置 ・速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は「第3章 第2節 第3項 被害情報の収集伝達」に準ずる。 (P3-17)
本部長(市長) 本部班 各班 消防団	(3) 災害現場周辺の住民の避難 ・鉄道災害が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶと認められ たときは、避難誘導等を行うものとする。

担当	対策内容
	(4) 救急・救助
	・対策内容は、「第3章 第8節 第1項 救急・救助」に準ずる。
 消防本部	(P3-44)
消防団	(5)消火活動
11167 🖂	・鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場
	合には火災面積が広域に及び危険性があるので、消防本部及び消防団は、人
	命救助、救出活動を優先して実施するものとする。
	(6)応援要請
	・鉄道災害発生時において、市、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協
	力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊への派遣要請は、
	「第3章 第5節 自衛隊災害派遣」に、また他機関への応援要請は「第3
本部班	章 第4節 第1項 指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力」に準ず
医療救護班医療機関	る。
	(P3-28, 3-24)
	(7) 医療救護
	・鉄道災害が発生した場合、県と協力し、「第3章 第8節 救急救助・医療
	救護・保健」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じる。
	(P3-43)
	(8)事故防止対策
	・平素から路線の巡回を実施して危険箇所の発見に努め、輸送の安全を確保す
丰 二、外、关.朴.十.人.打.	るとともに、従業員に対しては、機会あるごとに、指導教育訓練を実施し、
東武鉄道株式会社	
	いては、厳重に監視するとともに、その改修に努める。 ・降雪時における運行対策として、駅及び車両基地に融雪機を設置し、凍結防
	・ 降当時における連行対象として、
	(9)事故発生時における応急対策
	(9) 事成光王时にあける心忌対象 ・事故が発生した場合は、内規の鉄道災害並びに運転事故応急処理手続に基づ
東武鉄道株式会社	いて必要が生じた場合には、事故現場付近に現地対策本部を設置し、人命教
	助を第一として、応急対策活動を展開する。
	・また事故発生による復旧活動は、社内的に定められた非常招集計画によって、
	従業員の非常招集を行い復旧作業に従事する。
	- たれている。 - ・さらに社会的には、沿線の各消防本部、警察署、住民に対し、救援を求める。
	とともに、当社出入りの請負者に復旧作業応援を要請する。
	ここのに、コは四八ケツ明界市に依旧日本心族と女明ケる。

第3項 航空機事故災害対策

市域において、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が発生した場合には、速やかに応急救助対策並びに復旧等の諸対策を進める。

1 活動体制

担当	対策内容
本部班	(1)市の活動体制 ・市域に航空機事故が発生した場合、法令、市地域防災計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努め、被害状況に応じて災害対策本部を設置し活動する。
航空事業者	(2) 航空事業者の活動体制 ・事故機を所有する事業所は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京航空事務所に速やかに通報する。(航空法第76条) ・警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 情報収集

担当	対策内容
本部班	・市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて
市政広報班	県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及
土木班	び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

3 避難誘導

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

担当	対策内容
航空事業者	(1) 航空事業者の対応 ・事故機を所有する事業所は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘 導する。
警 察署	(2) 警察の対応 ・航空事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難 誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。
消防本部	(3)消防本部の対応 ・事業所、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する とともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。
本部長(市長) 本部班 警察署 自衛官 県知事	・災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、「第3章 第9節 避難」に準じて、市、警察署等は避難誘導等を行う。 (P3-47)

4 救出•救助

対策内容は、「第3章 第8節 第1項 救急・救助」に準ずる。 (P3-44)

担当	対策内容
消防本部	・消防本部、消防団を主体として救出・救助活動にあたる。
消防団	・近隣住民から協力者の動員を行う。
警察署	・事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危機が増している者の発見 に努め、かつ救出するとともに、危険箇所の監視・パトロール等を行う。

5 消火活動

担当	対策内容
消防本部消防団	・航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

6 応援要請

担当	対策内容	
	・県、他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。	
本部班	・他機関への応援要請は「第3章 第4節 応援体制・要員確保」に、また自 衛隊への応援要請は「第3章 第5節 自衛隊災害派遣」に準ずる。 (P3-23,3-28)	

7 医療救護

担当	対策内容	
	・市域に航空機事故が発生した場合、「第3章 第8節 救急救助・医療救護	
医療救護班	保健」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他	
医療機関	の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。 (P3-43)	
	(F 0-40)	

第4項 放射性物質及び原子力発電所事故対策

本市には、原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内の高速道路 を核燃料物質輸送車両が通過しているため、輸送中の事故等が想定される。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。) が一般環境中に飛散する等の事故(以下「放射線関係事故」という。)が発生した場合の影響に鑑 み、迅速かつ円滑な対応を図るため、その対策を定めるものとする。

1 核燃料物資等輸送事故対策

担当	対策内容		
	1 輸送事故発生直後の情報の収集連絡		
	(1) 事故情報の収集・連絡		
	ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡		
	・原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)(以		
	下「原災法」という。) 第2条第1項第3号に定める者。以下「事業所」		
	という。)の原子力防災管理者は、核燃料物質等(原子力基本法第3条第		
	2号に定める物質及びそれに汚染された物質)輸送中に核燃料物質等の漏		
	洩等の事故が発生し、それが「特定事象(原災法第10条前段の規定に基づ		
	き通報を行うべき事象)」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行		
	規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項につ		
本部班	いて、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故(事		
原子力事業者	象を含む)発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに以下の		
	内容を通報することになっている。		
	① 特定事象発生の場所及び時刻		
	②特定事象の種類		
	③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況		
	④ 気象状況(風向・風速など)		
	⑤ 周辺環境への影響		
	⑥ 輸送容器の状態		
	⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無		
	8 応急措置		
	⑨ その他必要と認める事項		

担当 対策内容 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統 ・核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりである。 ____ 国(関係省庁事故 事業者等 対策連絡会議) 原子力 議長 事業者 原子力規制庁 関係省庁 (輸送本部) 内閣官房 原子力 (参事官(安・危)) 防災管理者 (内閣情報調査室) 内関府 (防災担当) 県 (食品安全委員会) 事故現場等 国土交通省 市町村· 消防機関 文部科学省 経済産業省 輸送 消防本部 事業者 本部班 運送責任者 気 象 庁省 防 衛 省 厚生労働省 原子力事業者 警察署 警察本部 ※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防 農林水産省 本部、消防機関、警察署である。 警 察庁 ウ 応急対策活動情報の連絡 ・事業所の原子力防災管理者は、市、県及び国等に対し、応急対策の活動状 況等を連絡する。 ・市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。 (2)通信手段の確保 ・市及び県の防災関係機関は、事故発生直後直ちに事故情報連絡のための連絡 体制を確保するものとする。また、電気通信事業所は、市及び県の防災関係 機関の通信の確保を優先的に行うものとする。 2 活動体制の確立 (1) 原子力事業所等の活動体制 ・事業所及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(以下「事業所等」 という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。事 業所等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防 止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに警察官、 消防本部の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実 本部班 施する。 消防本部 (2) 市の活動体制 消防団 ・事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び市災害 対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。 警察署 原子力事業者 ・市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「第3章 第5節 自衛隊災害派遣」により、県知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。 (P3-28) (3)警察の対応 ・核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとと もに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確 立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業所等、その他関係 機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

担当	対策内容		
	(4)消防本部、消防団の対応		
	・核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を消防庁及		
	び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて消防団		
	とともに火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な		
	措置を講じる。		
	※ 警戒区域の設定に係る留意事項		
	警戒区域(応急対策を行うために必要な区域)として、原子力事業所が立		
	入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立ち入り制限区域を含め、		
	道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。		
	3 消火活動		
	・核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業所等は輸送作業従		
消防本部	事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。		
原子力事業者	・消防本部は、事業所等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法		
	の決定及び活動中の安全性を確保し、事業所等と協力して迅速に消火活動を		
	行う。		
	4 原子力緊急事態宣言発出時の対応【市、県】		
	・原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態		
本部長 (市長)	宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、		
本部班	市及び県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構		
	成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずる。		
	・内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災		
	害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。		
本部班 医療救護班 土木班 道路管理者	5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動		
	・市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被		
	害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。 傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質		
	の		
警察署	・道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等と連携し、通行可能な道		
	・ 追給官理有及の書祭は、現場の書祭日、関係機関寺と連携し、連打可能な追 路や交通状況を迅速に把握する。		
	昭下久地外仍と地歴に122年9 ②。		

担当	対策内容			
,	6 退避・避難収容活動など【市、県】			
	(1) 退避・避難等の基本方針			
	・市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出			
	内閣総理大臣	から屋内退避又は避難に関っ	する指示があったとき又は核燃料物	
			ばくから地域住民を防護するために	
	必要があると	判断するときは、「屋内退	壁(*1)」又は「避難(*2)」の勧	
	告又は指示の)措置を講ずる。		
	これらの屋内	」退避、避難等の措置につい	ての指標は次表のとおりである。	
	この場合、放	対線の影響を受けやすい「乳	幼児、児童、妊産婦」及びその付添	
	人を優先し、	さらに高齢者、障害者、外国	人その他要配慮者にも十分配慮する。	
		*1 屋内退避:自宅等の屋内に記	退避することにより、その建物の持つ遮	
			生によって放射線の防護を図る。	
		*2 避 難:放射線被ばくをよ	い低減できる地域に移動するものとする。	
			(m S v : ミリシーベルト)	
本部長 (市長)		場合に予測される被曝線量	Debatt I.I. Mr. o. da eta	
本部班	(予測線]		防護対策の内容	
市政広報班	外部全身線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	た足は、立夕焼の見れ。温 晩	
避難所運営班	10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。	
生活援護班	50以上	500以上	住民は、避難。	
市民相談班			上人(は、 政策に)	
協力班	(2)警戒区均			
消防本部		.,, .,,	の事故情報、緊急時モニタリングの	
消防団			量当量が前表に掲げる線量に達する	
警察署			る地域について、屋内退避、避難を	
自衛隊	''' ''	「一般である」である。	F), Zhahallaha wekeh	
自治会 地域支え合い協議会			長に通知するとともに、必要な屋内	
自主防災組織		発生の措置を、各地域住民に ・		
避難所運営組織		(区域を設定しにとさは、警察	察その他の関係機関に対し、協力を	
世	要請する。	雄性の中族		
	(3) 退避・避難等の実施 ・市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、 必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の			
		, - ,		
	施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避難所を開設する。 ・避難誘導の対策内容は、「第3章 第9節 第3項 避難の誘導」に準ずる。 (P3-51)			
	(4)指定避難所の運営管理			
	・対策内容は、「第3章 第9節 第4項 指定避難所の開設・運営」に準ず			
	る。			
	(P3-51)			
	(5)情報伝達及び問い合わせへの対応			

(P3-20)

・対策内容は、「第3章 第3節 広報広聴対策」に準ずる。

担当		 対策内容		
	7 各種規制措置と解除			
	(1) 飲料水・飲食物の摂取制限			
	・市及び県は、警戒区域を設定	した場合など、事業所	の原子力防災管理者から	
	の事故の情報、緊急時モニタ	リングの結果及び国の	指導、助言又は指示に基	
	づき、必要に応じ、当該区域	等における飲料水・飲食	食物の摂取制限を行う。	
	これらの措置についての現行	基準値は、次のとおり	である。	
	核種**1	飲料水	野菜類、穀類、肉、	
	放射性ヨウ素	牛乳・乳製品 300 B q / k g	卵、魚、その他 2,000Bq/kg* ²	
	放射性セシウム	10Bq/kg	500 B q / k g	
	プルトニウム及び超ウラン	TOD Q / K g	300 D q / K g	
	元素のアルファ核種	$1 \mathrm{B}\mathrm{q}/\mathrm{k}\mathrm{g}$	10 B q ∕ k g	
	ウラン	20 B q / k g	100 B q / k g	
本部班	*1	その他の核種の設定の必	必要性も含めて今後検討す	
避難所運営班	న <u>ి</u> .			
警察署	*2	2 根菜、芋類を除く野菜類	質が対象	
	・市、県、原子力事業者等及び	消防機関等け 環境モ	ータリング笑による地域	
	の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏 まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通対策の解除			
	については警察と連携して行うとともに、避難・退避の指示、警戒区域、飲			
	料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。			
	8 被害状況の調査等			
	・市は県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則			
	として指定避難所に収容した住民の登録を行う。			
	・市は県の指示に基づき、次に	掲げる事項に起因して	被災地の住民が受けた被	
	害を調査する。			
	① 退避・避難等の措置			
	② 立入禁止措置③ 飲料水、飲食物の制限措			
	④ その他必要と認める事項	<u>E.</u>		
	9 住民の健康調査等【市、県]		
	・市及び県は、退避・避難した	_	要に応じ健康調査を実施し	
F- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。また、緊急被ばく医療			
医療救護班	が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うも			
	のとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分			
	配慮し、実施する。			

2 原子力発電所事故対策

「1 核燃料物資等輸送事故対策」 $4 \sim 9$ については、原子力発電所事故対策にも準用するものとする。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市・県による放射線量の測 定結果等を踏まえ検討を行うものとする。

担当	対策内容		
生活環境課 各施設管理者	(1)放射線量等の測定体制の整備 ・校庭等の空間放射線量について、学校など住民の日常生活に密着する場所で 空間放射線量の測定を行い、市内における放射線量の分布を把握する。		
産業振興課	(2) 農畜産物の放射性物質測定体制の整備 ・市は、農畜産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力 施設等の防災対策」(昭和55年6月原子力委員会)、「環境放射線モニタリ ング指針」(平成20年3月原子力委員会)等に基づき国、県と密接な連携を 取りながら、農畜産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、住民に的確 な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行うものとする。		
こども支援課学校給食センター	(3) 給食食材の放射性物質測定体制の整備 ・保育所・学校等で給食に出す食材の放射性物質を測定し、安心で安全な給食 を提供できる体制を整備する。		
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(4) 水道水の放射性物質測定体制の整備 ・「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月厚生労働省)に従い、放射性物質の測定を行う。また、「水道水等の放射能測定マニュアル」(平成23年10月厚生労働省)に基づき自己検査(NaI(T1)シンチレーションスペクトロメータ)で測定を実施し、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限を行うものとする。 ※管理目標値 放射性セシウム(セシウム134及び137の合計)10Bq/kg		
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	(5) 下水汚泥等の放射性物質測定体制の整備 ・下水汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、必要により適切に管理する。		
埼玉西部環境保全組合	(6) 飛灰、焼却残渣及び排ガス等の放射性物質測定体制の整備 ・焼却後に排出される飛灰、焼却残渣、排ガス等の放射性物質を測定し、必要 により適切に管理する。また、一般廃棄物として搬入されたごみの放射性物 質を必要に応じて測定し、場合によっては搬入の制限を行う。		
坂戸地区衛生組合	(7) 脱水汚泥等の放射性物質測定体制の整備 ・脱水汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、必要により適切に管理する。		

第5項 大規模火災対策

大規模な火災が発生した場合における消防活動について定める。

1 消防本部による消防活動

対策内容は、「第3章 第7節 第1項 消防本部による消防活動」を準用する。 (P3-39)

2 消防団による消防活動

対策内容は、「第3章 第7節 第2項 消防団による消防活動」を準用する。 (P3-40)

3 応援要請

対策内容は、「第3章 第7節 第3項 応援要請」を準用する。 (P3-40)

第6項 道路災害対策

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等、道路構造物に大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

1 発災直後の被害情報の収集・連絡及び通信の確保

担当	対策内容	
本部班 道路管理者	 (1)事故情報等の連絡 ・道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合う。 (2)災害発生直後の被害情報の収集・連絡 ・道路管理者は、被害状況を県、市及び国(国土交通省)と相互に連絡を取り合う。 ・市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。 (3)応急対策活動情報の連絡 ・道路管理者は、国(国土交通省)に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。 ・市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。 	
防災関係機関	(4)通信手段の確保 ・県及び市等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、災害情報連絡のための通 信手段を確保する。	

2 活動体制の確立

担当	対策内容	
本部長(市長)本部班 道路管理者	 ・市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。 ・市は、大規模な災害が発生した場合には、市災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。 ・道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずると 	
	ともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。	

3 消火活動

担当	対策内容	
	・道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活	
道路管理者	動に資するよう協力する。	
消防本部	・消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行	
消防団	うとともに、消防本部は必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消	
	防機関に消火活動の応援要請を行う。	

4 危険物の流出に対する応急対策

担当	対策内容	
道路管理者 消防本部 消防団	・道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。 ・消防本部及び消防団は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。	

5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

担当	対策内容	
道路管理者	・迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、 早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類 似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を 行う。	

6 情報伝達及び問い合わせへの対応

担当					
市政広報班	・対策内容は、	「第3章	第3節	広報広聴対策」に準ずる。	
生活救護班	(P3-20)				

7 道路災害からの復旧

担当	対策内容
道路管理者	・関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域 応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧
, 是叫自 ^大 日	事業を行う。 ・復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

※資料

●関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書 (P資-71)

第7項 竜巻・突風等対策

1 概要

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻や突風等について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達 した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約25個(2007年~2013年、海上竜巻を除く)の発生が確認されている。 竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発 生する可能性がある。

(2)特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状または柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十~数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

(3) その他の突風

ア ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりは数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

イ ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい(重い)空気の塊が、その重みにより温かい(軽い)空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりは竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

(4) 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、 竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生 確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウン バーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

(5)課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び 竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

【参考: 竜巻注意情報の概要】

- ・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。
- ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、 目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報 の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情 報として竜巻注意情報が再度発表される。

《竜巻注意情報の発表例》

埼玉県竜巻注意情報 第1号 令和××年××月××日××時××分 熊谷地方気象台発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

・適中率は5%程度、補足率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

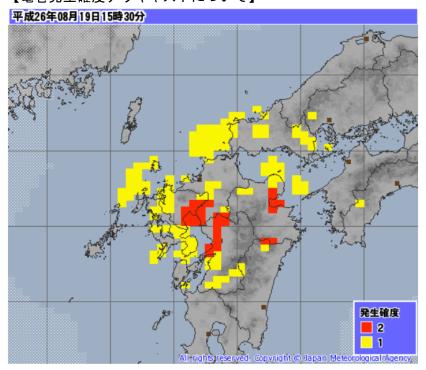
【参考:竜巻発生確度ナウキャストの概要】

- ・竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。
- ・竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が 高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供さ れており、10分ごとに更新されている。
 - (i) 発生確度 2: 竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 (適中率 7~14%、捕捉率50~70%)
 - (ii) 発生確度1:竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率1~7%、捕捉率80%程度)

・発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率※は7~14%程度、捕捉率は50~70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。 竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1~7%程度であり 発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、 予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率: 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、 予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足)上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典:気象庁ホームページ)

2 予防 事前対策計画

担当	対策内容
世当 担当 危機管理課 学校教育課	
	イ 竜巻対応マニュアルの作成 ・学校は、竜巻対応マニュアルを作成する。
	① 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

担当	対策内容
	② 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
	③ 安全管理運対体制の充実を図る。
	(2) 竜巻注意情報等気象情報の普及
	・市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を
危機管理課	踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、熊谷気象台及
秘書広報課	び県と協力し、広く住民に普及を図る。
	(参考)住民向け普及啓発資料:防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身
	を守ろう!」、気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」等)
	(3)被害予防対策
	・竜巻や突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、
	市は広く住民等に被害の予防対策の普及を図る。また、農作物は耐風対策を
危機管理課	行う。 ・住民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内の退避
産業振興課	・住民は、カノへ飛散防止ノイルム寺による窓カノへの帳損防止、屋内の返避 場所を確保する。
学校	- 物別を確保する。 - 東武鉄道株式会社は、突風による脱線事故の防止対策を推進する。
東武鉄道株式会社	・学校は、ガラス飛散防止対策を行う。
住民	ア 物的被害を軽減させるための方策
	・重要施設や学校、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破
	損に対する対策及び耐風対策を進める。
	・低コスト耐気候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。
	(4) 竜巻等突風対処体制の確立
	・竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備
危機管理課	し、被害の防止に役立てる。
防災関係機関	・市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏
	まえ、発表時、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と調
	整する。
	(5)情報収集・伝達体制の整備
	・ ・ ・
	・市は、竜巻、突風等が発生又は発生する可能性が高まった際の住民等への伝
	達体制の整備、竜巻等突風の通報制度の検討を行う。
	・住民は、竜巻注意情報取得のための事前準備(防災情報メールの登録等)を
to till tale are deep	行う。
危機管理課	ア 住民への伝達体制
秘書広報課	・事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促
住民	す。
	・防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有
	効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。
	イー目撃情報の活用
	・市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、
	即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検
	討する。

担当		対策内容				
	(6)適切な対処法の普及					
	・竜巻・突風等への当具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被					
	害を最小限に食い止めるための啓発を行う。					
	・市は、竜巻、突風等が発生する	可能性が高まった際にとるべき行動の住民等				
	への普及を図る。また、竜巻丸	応マニュアルの作成、関係機関等との共有を				
	図る。					
	・住民は、竜巻や突風等の情報取	7得や身を守る方法の習得に努める。				
	ア 具体的な対処方法の普及					
	・住民は、竜巻等突風から身の	安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まっ				
	た際は、気象の変化に十分注	意しながら主体的に判断し、適切な対処行動				
	をとる。					
	・市は、ホームページや広報誌	等で、対処法をわかりやすく掲示する。				
	【竜巻から命を守るための対処	上法】				
	・頑丈な建物への避難					
	・窓ガラスから離れる					
	・壁に囲まれたトイレなどに込	<u>Ľ</u> げ込む				
	・避難時は飛来物に注意する					
	【具体的な対応例】(竜巻等突	[風対策局長級会議報告(平成24年8月15日))				
	(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 和	責乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻				
 危機管理課	の接近を認知した時には、下記	の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処				
秘書広報課	行動例を参考に、適切な行動を	行動例を参考に、適切な行動をとる。				
住民						
	状況の時系列的変化	対処行動例				
	(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注				
		意する。				
		・竜巻発生確度ナウキャストや気象レー				
		ダー画像にアクセスできる場合であれ				
		ば、自分が今いる場所の状況について				
		こまめ(5~10分程度ごと)に確認す				
		る。				
		・安全確保に時間を要する場合(人が大				
		勢集まる野外行事、テントの使用や子				
		供・高齢者を含む野外活動、高所・ク				
		レーン・足場等の作業)は万一に備				
		え、早めの避難開始を心がける。				
	(B) 積乱雲が近づく兆しを	・野外の場合、頑丈な建物など安全な場				
	察知したとき	所に移動する。				
	(積乱雲が近づく兆し)	・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなど				
	空が急に暗くなる、雷が鳴	を閉める。				
	空が急に暗くなる、雷が鳴 る、大粒の雨やひょうが降	を閉める。				
		を閉める。				

担当		対策内容
	(C) 竜巻の接近を認知したと	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の
		行動をとる。
	(竜巻接近時の特徴)	(屋内)
	①雲の底から地上に伸びる	・窓から離れる。
	ろうと状の雲が見られる	・窓の無い部屋等へ移動する。
	②飛散物が筒状に舞い上が	・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
	る	・地下室か最下階へ移動する。
	③竜巻が間近に迫った特徴	・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を
	(ゴーというジェット機	守る。
	のようなごう音	(屋外)
	④耳に異常を感じるほどの	・近くの頑丈な建物に移動する。
	気圧の変化等)を認知し	・頑丈な建物がなければ、飛散物から身
	たとき	を守れるような物陰に身を隠し、頭を
	なお、夜間で雲の様子がわ	抱えてうずくまる。
	からないとき、屋内で外が	・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされ
	見えないときは③及び④の	るおそれがあるので、自動車の中でも
	特徴により認知する。	頭を抱えてうずくまる。
		出典:埼玉県地域防災計画

3 応急対策

担当	対策内容
	(1)情報伝達 ・市は、竜巻・突風等が発生又は発生の可能性が高まった際、防災情報メール等を活用し、住民に適切な対処を促すための情報を伝達する。 ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 ・市は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。 ・市は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう市町村単位の情報の付加等を行う。
本部班市政広報班	「市町村単位での情報の付加に係る参考】

担当	対策内容
	(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)
	○ 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気
	象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認す
	る。
	○ 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、
	大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づ
	く兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダ
	一画像で確認できる。
	○ 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で
	発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確
	認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示
	であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているか
	どうかは目視により判断する。
	(情報伝達) ○ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会
	□ □ ○ 多くの人が集まったり、安全確保に時間を安したりする子仪、社会 □ 福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同 □
	福位他設、集各地設寺の管理有寺へ就任の連翰体制や向報メール、向 報FAXを用いて情報伝達を行う。
	報じ召及を用いて開報囚煙を行う。 (C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキ
	ヤストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応
	(情報伝達)
	- │ │ ○ 当該市町村内において気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、
	大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近
	づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度
	2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メ
	ール等を用いて情報伝達を行う。
	○ 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報
	が発表された、気象の変化が見られた等)、及び住民の対処行動(4
	-66ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照)
	の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。
	(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、市内に竜巻などの突
	風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するな
	るなど、安全確保に努めてください。
	(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応
	(情報伝達)
	○ 市域及び周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、
	防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
	○ 情報伝達の内容にとしては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行
	動(4-66ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」
	を参照)の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。
	(例文) 先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨
	が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある

場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてく

担当	対策内容
	ださい。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓から 遠い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確 保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸び た渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーという ジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感 じることなどです。)
本部班 医療救護班 消防本部 消防団 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	(2) 救助の適切な実施 ・被害の規模に応じて適切な救助を実施する。 ・対策内容は、「第3章 第8節 救急救助・医療救護・保健」に準ずる。 (P3-43)
生活環境班	 (3)がれき処理 ・竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 ・対策内容は、「第3章 第15節 第3項 災害廃棄物処理」に準ずる。 (P3-79)
本部班避難所運営班	(4) 指定避難所の設置、運営 ・竜巻・突風等の被災者に、指定避難所を開設し、迅速に収容する。 ・対策内容は、「第3章 第9節 第4項 指定避難所の開設・運営」に準ずる。 (P3-51) ・必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、指定避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。
本部班 税務班 都市計画班	 (5)応急住宅対策 ・竜巻・突風等の被災者に、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。 ア 被害認定及びり災証明の発行 イ 被災住宅の応急修理の実施 ウ 応急仮設住宅の維持管理 エ 住宅関係障害物の除去 ・対策内容は、「第3章 第18節 住宅応急復旧」に準ずる。 (P3-90)
土木班	(6) 道路の応急復旧 ・竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、 交通に支障のない状態とする。

4 復旧対策計画

4 復旧対策計画 ₋₋		
担当	対策内容	
本部班税務班	 (1)被害認定の適切な実施 ・竜巻・突風等による被害認定を適切に行い、住民の早期の生活再建に向け、取組を進める。 ・対策内容は、「第5章 第3節 生活再建等の支援」に準ずる。 (P5-9) 	た
	(2)被災者支援 ・被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進め・関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施を行う。 ・対策内容は、「第5章 第3節 生活再建等の支援」に準ずる。 (P5-9) 【(参考)平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例(災害・助法の適用が前提となる支援も含む)】 具体例 被災者支援 ・災害ボランティアの派遣(災害ボランティアセンターの運	救
	営) ・被害認定調査 ・り災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除	
本部班 税務班 生活救護班 市民相談班 出納班	生活再建資 ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)・災害援護資金の貸付・各種融資制度の広報・生活必需品購入支援金の支給(社会福祉協議会)・義援金の募集・配分・見舞金等の支給	
	住宅関連 ・公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資(独立行政法人住宅金融支援機構)の広報 ・応急修理の受付・実施	•
	税金・保険 料の減免、 ・市税の徴収猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス 費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免	

	小企業等 の支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
	業者への 選	・各種資金 (農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償) の広報
	が見・教育 で援	・認可保育所等の保育料の減免・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等・就学援助制度・特別支援教育就学奨励費・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免
7	の他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談(悪質リフォーム業者対策)
	:共料金等 :関する支 :	・電気料金支払期限延長等の特別措置(東京電力パワーグリッド株式会社)・電話料等の支払い延長等(東日本電信電話株式会社)・NHK料金の免除(日本放送協会)・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置(各携帯電話会社)

第8項 火山噴火降灰対策

1 概要

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な 地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書(2004年)や富士山火山広域防災検討会報告(2005年)による富士山降灰可能性マップによれば、市域では、2 cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年(1783年)の大噴火では、本庄~深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

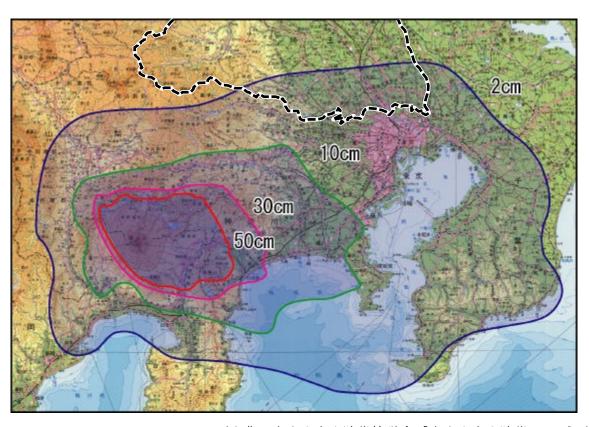
(1) 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 被害想定

① 富士山が噴火した場合 市域では2cm程度の降灰堆積の可能性がある。



(出典:富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

② その他の火山

その他の近隣の火山(浅間山、草津白根山など)が噴火した場合にも、県内で数 c mの降灰 堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。 火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋 根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な 建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 〇粒子の直径が2 mmより小さな噴出物($2 \sim 0.063 \text{ mm}$ を砂、0.063 mm未満をシルトと細分することもある)
- ○マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- ○亜硫酸ガス (SO₂)、硫化水素 (H₂S)、フッ化水素 (HF)等の火山ガス成分が付着
- ○水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- ○乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- ○硫酸イオンは金属腐食の要因
- ○溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム (石膏) となる。

湿った火山灰は乾燥すると固結する。

- ○火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い
- ○粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる

苦鉄質 (シリカに乏しい) マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない

珪長質(シリカに富む)マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

(出典:内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会)

2 予防・事前対策計画

担当	対策内容
	(1)火山噴火に関する知識の普及
	・火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がされたときに理解
	できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報(
	噴火警報・予報、降灰予報)の種類と発表基準についての周知を図る。
	アー市の役割
危機管理課	① 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
秘書広報課	② 火山情報の種類と発表基準の周知
住民	③ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知
	イ 住民の役割
	① 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
	② 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握
	③ マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用
	品の準備

【噴火警報・予報、降灰予報】

○噴火警報 (居住地域) ·噴火警報 (火口周辺) ·噴火警報 (周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

〇噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山(白根山(湯釜付近))、草津白根山(本白根山)他
噴火レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル 5 (避難)
又は 噴火警報	れより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 (可能性が高まってきている)	レベル 4 (避難準備)
噴火警報 (火口周辺) 又は	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この 範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火 が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル 3 (入山規制)
火口周辺警報	火口から少し離 れたところまで の火口付近		レベル 2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル 1 (活火山であるこ とに留意)

噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域 厳重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地 域近くまでの広 い範囲の火口周 辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この 範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火 が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離 れたところまで の火口付近	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であるこ とに留意

〇噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を 守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、 関係機関からの通報等も活用する。

〇火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

〇噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

〇降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

①降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、 定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

②降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山(*1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- *1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上 の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰 域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③降灰予報(詳細)

- ・噴火が発生した火山(*2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20~30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- *2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上 の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰 域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降 灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。

〇火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの 濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

〇火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス 予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

担当	対策内容
	(2) 事前対策の検討
	・市は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策
危機管理課	を検討する。
全課	ア 住民の安全、健康管理等
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	イ 降灰による空調機器等への影響
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	ウ 視界不良時の交通安全確保
事業所	エ 農産物等への被害軽減対策
	オー上下水道施設への影響の軽減対策
	カー降灰処理
	(3)食料、水、生活必需品の備蓄
	・富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生
危機管理課 住民	じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄
	を推進する。
	ア 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の
	促進(3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨)
	・具体的な対策内容は、「第2章 第9節 物資及び資機材等の備蓄と輸送」
	に準ずる。
	(P2-46)

3 応急対策計画

担当	対策内容
全職員	(1) 応急活動体制の確立 ・市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。 ・市本部体制は、「第3章 第1節 応急活動体制」に準ずる。 (P3-2)
本部班 市政広報班	(2)情報の収集・伝達 ・降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 ア 降灰に関する情報の発信 ・気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市域に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。 ・発信手段は、「第3章 第3節 第1項 災害情報の広報」に準ずる。(P3-21) 【災害オペレーション支援システムで取得する情報】 ・噴火警報・予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・噴火に関する火山観測報 ・火山に関するお知らせ

担当	対策内容
)E=	イ 降灰に関する被害情報の伝達 ・市は、降灰に関する情報(降灰及び被害の状況)を調査し、災害オペレーション支援システム等で県に伝達する。 【降灰調査項目】 ・降灰の有無・堆積の状況 ・時刻・降灰の強さ ・構成粒子の大きさ ・構成粒子の種類・特徴等 ・堆積物の採取 ・写真撮影
	 ・降灰量・降灰の厚さ ・構成粒子の大きさ ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 ・市は、降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。 (例) ○ 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなど
	で口元を覆う等、目やのどを保護する。 ○ 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。○ 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー(*)を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。*ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してか
	ら作動させる。・住民への発信は、即時性の高いメディア (緊急速報メール、Twitter、データ放送など)も活用する。
本部班 避難所運営班 医療救護班 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	(3) 指定避難所の設置、運営 ・降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、市は指定避難所を開設・運営する。 ・対策内容は、「第3章 第9節 第4項 指定避難所の開設・運営」に準ずる。 (P3-51) ・ただし、指定避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。 ・また、大量降灰等で浄水場の浄水処理能力が低下し、配水量の減少が予想される場合は、速やかに指定避難所等への給水体制を確立させる。
医療救護班	(4) 医療救護 ・対策内容は、「第3章 第8節 救急救助・医療救護・保健」に準ずる。 (P3-43) ・現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになって いないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要 である。

担当	対策内容
土木班ライフライン事業者	 (5)交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 ・対策内容は、「第3章 第10節 緊急交通路の確保」及び「第3章 第19節ライフライン施設等の応急対策」に準ずる。 (P3-58,3-94) ・他県の例では、下記の事例が報告されている。 ① 電気設備: 降灰の荷重により、電線が切れる。 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。 ② 上水道: 浄水場内のろ過池に降灰があり、浄水処理能力が低下し、配水ができなくなる。 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素やその化合物、塩化物イオンなどの水質の値が上昇する。 ③ 道 路: 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。 ④ 鉄 道: 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。 ・降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。
商工農政班	(6) 農業者への支援 ・農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、農作物の生育に悪影響を及ぼすため、市は、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。・火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市は、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。
生活環境班 事業所 住民	 (7)降灰の処理 ・火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業所による対応を原則とする。 ・宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施する。また、各事業所から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業所(各施設管理者)の責任において実施する。 ア降灰の収集 ・集めた灰を指定の場所に出す場合、市は、ごみ袋等を二重にして使用する等、出し方を周知する。
本部班	(8) 広域一時滞在 ・火山の噴火により広域避難を余儀なくされる県外の住民を受け入れる。 ・対策内容は、「第10章 第3節 第3項 広域避難の支援」に準ずる。 (P10-7)
商工農政班	(9)物価の安定、物資の安定供給 ・市は、食料をはじめとする生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、事業所による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。